三　加給年金額の対象者である子があるときは、その者の氏名、生年月日及び個人番号、その者と受給権者との続柄並びにその者が受給権者によって引き続き生計を維持している旨

四　（略）

2・3　（略）

（特定障害者に対する特別障害給付金の支給に関する法律施行規則の一部改正）

第十条　特定障害者に対する特別障害給付金の支給に関する法律施行規則（平成十七年厚生労働省令第四十九号）の一部を次の表のように改正する。

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
（認定の請求） **第一条**　特定障害者に対する特別障害給付金の支給に関する法律（以下「法」という。）第六条第一項又は第二項の規定による認定の請求は、次に掲げる事項を記載した請求書を日本年金機構（以下「機構」という。）に提出することによって行わなければならない。 一　（略） 二　行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成二十五年法律第二十七号。第三十四条第六号において「番号利用法」という。）第二条第五項に規定する個人番号（以下「個人番号」という。）又は国民年金法（昭和三十四年法律第百四十一号）第十四条に規定する基礎年金番号（以下「基礎年金番号」という。） 三～七　（略） 2～4　（略） **第三十四条**　法第三十二条の七第一項第九号に規定する厚生労働省令で定める事務は、次の各号に掲げる事務とする。 一～五　（略） 六　番号利用法第二十二条第一項の規定による特定個人情報（番号利用法第二条第八項に規定する特定個人情報をいう。）の提供を受けることに係る事務	（認定の請求） **第一条**　特定障害者に対する特別障害給付金の支給に関する法律（以下「法」という。）第六条第一項又は第二項の規定による認定の請求は、次に掲げる事項を記載した請求書を日本年金機構（以下「機構」という。）に提出することによって行わなければならない。 一　（略） 二　行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成二十五年法律第二十七号）第二条第五項に規定する個人番号（以下「個人番号」という。）又は国民年金法（昭和三十四年法律第百四十一号）第十四条に規定する基礎年金番号（以下「基礎年金番号」という。） 三～七　（略） 2～4　（略） **第三十四条**　法第三十二条の七第一項第九号に規定する厚生労働省令で定める事務は、次の各号に掲げる事務とする。 一～五　（略） （新設）

（特定障害者に対する特別障害給付金の支給に関する法律施行規則の一部改正）

第十一条　特定障害者に対する特別障害給付金の支給に関する法律施行規則の一部を次のように改正する。

次の表のように改める。

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
（認定の請求） **第一条**　（略） 2　前項の請求書には、次に掲げる書類等を添えなければならない。 一～九　（略） 九の二　請求者（前年の所得（令第四条第一項の規定により計算した額をいう。次号及び次項において同じ。）が三百六十万四千円を超える者に限る。）の所得税法（昭和四十年法律第三十三号）に規定する控除対象扶養親族（十九歳未満の者に限る。）の有無及び数についての市町村長の証明書その他の当該事実を明らかにすることができる書類又は当該事実についての申立書	（認定の請求） **第一条**　（略） 2　前項の請求書には、次に掲げる書類等を添えなければならない。 一～九　（略） （新設）